

市民農園 利用のてびき

(令和3年4月版)

この「利用のてびき」は、利用者の皆さんが楽しく野菜作りをしながら、気持ちよく市民農園を利用していただけるように作成しています。

内容をよくお読みの上、記載されているルールを守って、「近隣の方やほかの利用者に迷惑をかけない」ように利用しましょう。

1 区画を利用できる方

次の条件を満たす利用承認を受けた方とその世帯員の方が利用できます。ただし、利用承認を受けた方に同伴してきた方に限り、耕作の手伝いなどをすることができます。

- ① 朝霞市内に住所を有する方（住民登録している方）
- ② ほかの市民農園を利用していない方（キャンセル待ちを含む）
- ③ 本人及び世帯員で作物を作り、区画の除草及び清掃ができる方
- ④ 通路や駐車場、駐輪場の除草及び清掃ができる方

2 利用期間・利用時間

(1) 利用期間は、利用承認書に記載されている期間です。

※ただし、利用期間内であっても、市や土地所有者の方の都合により農園を休止・廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※利用終了時には野菜などの作物や道具は片付けてください。

(2) 利用時間は、「日の出」から「日の入り」までです。

※時間にかかわらず、農園内では話し声や物音で近隣の方の迷惑にならないよう注意してください。

3 利用区画

(1) 利用承認を受けた区画で耕作してください。

(2) 利用者同士で区画を交換することはできません。

(3) 世帯員以外の方に利用区画を譲渡又は転貸することはできません。

4 農 具

- (1) 貸出農具のない農園では、農具は各自で用意してください。
- (2) 貸出農具のある農園では、次の点を守って使用してください。
 - ① 数に限りがあるのでゆずりあって使用してください。
 - ② 使用後は、区画内で泥を落としてから水洗いし、物置に戻してください。
 - ③ 貸出農具は、市民農園から持ち出さないでください。
 - ④ 貸出農具が壊れたときは、産業振興課まで連絡してください。
 - ⑤ 貸出農具にない農具は、各自で用意してください。
 - ⑥ 貸出農具の物置には、個人の農具は置かないでください。

5 水 道（青葉台農園・本町農園）

- (1) 水道設備のない農園では、水は各自で用意してください。
- (2) 節水にご協力ください。
- (3) 水道設備がある農園では必ず次の点を守ってご利用ください。
 - 【青葉台農園】
 - ① 農園利用時の手洗い及び農具洗い専用水道です。
 - ② 収穫した野菜などは洗わないでください。
 - ③ 農具を洗うときは、区画内で泥を落としてから洗ってください。
 - 【本町農園】
 - ① 本町農園の水道には排水設備がないため、農園利用時の水汲み等に利用し、野菜や農具洗い等には利用しないでください。

6 農園をきれいに保つために

- (1) 利用している区画及び区画周辺の雑草は、すみやかに除草してください。

雑草を繁茂させると、病虫害の発生原因となり、付近の区画を利用している方や市民農園の近隣の方の迷惑となります。

特に夏場は利用回数を増やすなどして、頻繁に除草してください。
- (2) ごみ、野菜くず及び雑草は、**農園内に捨てたり、埋めたりしないで、**自宅へ持ち帰って適切に処分してください。
- (3) 通路や駐車場、駐輪場には、個人の農具や資材、野菜くず、除草した雑草、椅子などを置かないでください。また、植物や樹木を植えないでください。

7 耕作のしかた

- (1) 市民農園では、一年生作物（単年生作物）を栽培できます。
なお、**果樹、花木、ハーブ類、宿根草（球根）などの樹木及び
永年生植物（多年生植物）は栽培できません。**
過去に多い禁止作物：アスパラガス、イチゴ、キク、ミント、ニラ
- (2) 区画の周囲をネットや柵などで囲うことはできません。
- (3) 農園内で堆肥を作ることはできません。
- (4) 除草剤を使用することはできません。
- (5) 種まきや苗を植える時は、ロープから 30 cm 程度離して隣の区画
や通路などにはみ出さないように注意してください。
- (6) 支柱やネットを使う作物や、背が高くなる作物を栽培する時は、
区画の中心で栽培するなど、ほかの区画の迷惑にならないように注
意してください。
**高すぎる支柱や作物は、ほかの区画が日陰になったり、台風の
強風などで倒れたりする場合がありますので注意してください。**
**※周辺の区画や通路などにはみ出している時、または区画番号や
ロープ、杭に覆いかぶさっている時は、収穫前であっても作物
を撤去していただくことがあります。**
- (7) 肥料等は、なるべく臭いが生じないものを使用してください。
- (8) 防虫ネットなどを利用し、農薬の使用は控えてください。
やむを得ず農薬を使用するときは、必ず使用基準・使用方法を守
り、適正かつ安全に使用してください。

8 禁止行為

- (1) 市民農園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、工作物や囲いなどを設置すること。
- (3) 営利を目的として農作物を栽培すること。
- (4) 禁止作物【7 耕作のしかた（1）参照】を栽培すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 農園内で喫煙をすること。
【公共施設敷地内での禁煙に御協力ください。】
- (7) 農園内で飲酒をすること。
- (8) 農園利用に必要なのないもの（プランター、植木鉢、ブロック、
石、必要以上の資材など）を搬入すること。
- (9) 耕土を搬出すること。
- (10) 利用区画以外で耕作をすること。
- (11) ほかの区画に立ち入ること。
- (12) 利用の権利を譲渡し、又は転貸をすること。
- (13) 管理上支障があると認められる行為。

9 そのほかの注意事項

- (1) 駐車場がない農園には、自動車での来園はできません。
- (2) 自転車は、農園内の自転車駐輪場に置き、通路や周辺道路には置かないでください。
- (3) ほかの利用者や近隣住民の迷惑となるような騒音・振動・臭い等を出さないでください。
- (4) 農園施設等に損害を与えた場合は、賠償していただくことがあります。
- (5) 市は、利用承認の取消しによる作物等の補償、天災、病害虫及び盗難等により生じた損害並びに農園内で発生した事故等については、責任を負いません。

近年、農具等の盗難が発生していますので、その都度持ち帰るなど、自己管理をお願いします。

- (6) 防災協力農地（青葉台農園）に指定されている場合は、災害発生時に市民農園を市が一時避難場所として使用します。

なお、市が一時避難場所等として使用する際は、作物補償はできません。

10 賃料の納付

- (1) 賃料は、次のとおりです。
 - ① 青葉台農園 30 m²：月額 2,000 円
 - ② その他の農園 15 m²：月額 500 円、30 m²：月額 1,000 円
- (2) 賃料は、年度毎に一括前払いとなっています。
- (3) 年度途中で利用を辞退した場合、又は利用承認の取消しとなった場合、既に納付した賃料は、返金できません。ただし、休廃園等、市の都合で区画の全部を利用できなくなったときは、利用できない期間分の賃料を返金します。

11 住所や電話番号等の変更手続

住所や電話番号などが変わったときは、すみやかに産業振興課へ変更届を提出してください。

変更届は最終ページに記載のホームページからダウンロードしてメールや郵送で提出することも可能です。

なお、朝霞市外に転出する場合は利用条件を満たさなくなりますので、利用辞退届を提出してください。（利用辞退の方法については、「12 利用の辞退」をご確認ください。）

また、賃料の免除を受けていて、免除の理由に変更が生じた場合も、すみやかに産業振興課に変更になった旨を申し出てください。

12 利用の辞退

利用期間の満了前に利用を辞退するときは、**利用区画の作物や資材、雑草などを片付けて、耕うんしてから、産業振興課へ利用辞退届を提出**してください。

利用辞退届は、最終ページに記載のホームページからダウンロードしてメールや郵送で提出することも可能です。

利用辞退届受理後、産業振興課の職員が区画を現地確認し、特に問題がなければ終了となります。

なお、現地確認した結果何の問題もなかった場合には、産業振興課から連絡はいたしません。

13 利用承認の取消

次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消します。

- ① 利用の目的又は条件に違反したとき。
- ② 朝霞市特定農地貸付規程、同細則及び市の指示のいずれかに違反したとき。
- ③ 営利を目的として利用していると認められるとき。
- ④ 賃料を納付期限までに納付しないとき。
- ⑤ **理由にかかわらず、適切な耕作、又は利用区画の管理をしていないとき。**
- ⑥ 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- ⑦ この利用のてびきの内容に違反したとき。

※ 取消を通知された場合は、すみやかに原状回復していただきます。

14 利用を終了し **原状回復** するときの注意事項

- (1) 利用を終了するときは、**利用区画を片付けて更地に戻し原状回復してください。**利用を終了する理由が「利用の辞退」、「利用承認の取消」、「利用期間の満了」いずれの場合であっても、原状回復が必要です。
 - (2) 利用期間満了前の市や土地所有者の都合による農園の休止・廃止の場合でも、利用区画は原状回復してください。また、野菜等の栽培途中でも、栽培を中止して作物等を片付けてください。
 - (3) 原状回復にあたっては、次の点を必ず守ってください。
 - ① 作物や資材、雑草などを片付けて更地に戻してください。
 - ② 片付けで発生した資材や雑草などのゴミは、区画内や通路、駐車場などに置かずに、**必ず自宅に持ち帰って処分してください。**
 - ③ マルチシートや草、ゴミなどは絶対に畑の中に埋めないでください。
 - ④ 区画内を片付けた後に耕うんしてください。
- なお、利用期間満了時の原状回復では、耕うんは不要です。

15 朝霞市市民農園ホームページ

市民農園のホームページは、下のホームページアドレス又は QR コードでご覧いただけます。

このページから変更届及び利用辞退届をダウンロードしたり、メールで提出する際の産業振興課のメールアドレスを確認したりすることができます。

また、朝霞市特定農地貸付規程、同細則もこのページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/nouen.html>

QR コード



問 い 合 わ せ 先

朝霞市産業振興課農業振興係

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 463-1904（直通）